

甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年9月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	清水和弘君	副委員長	滝川美幸君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	高鳥悟君
市民部長	長田裕二君	生活環境部長	相川泰史君
会計管理者	岸部俊一君	教育部長	小澤明君
財政課長	宮本裕君	総務課長	島田伸君
人事課長	小林一三君	市民戸籍課長	山田郁子君
市民活動支援課長	小宮山厚君	教育総務課長	名取藤吾君
学校教育課長	坂本公彦君	スポーツ振興課長	森川嘉亮君
財政係長	早川要子君	契約係長	徳井雄一君
総務係長	日本修君	給与係長	五味万里君
マイナンバーカード係長	有泉正恵君	市民活動支援係長	内野真理君
市民生活係長	萩原和美君	出納・審査係長	名取晶子君

教育総務係長	久保田	浩	君	施設係長	保坂	勇二	君
学事係長	山田	久美	君	保健給食係長	島田	さおり	君
教育指導係長	有野	恵里	君	施設管理係長	石川	雄規	君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田	洋	書記	森田	公
書記	長田	大地			

審査内容

1 条例等審査

議案第66号 玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）請負契約締結の件

2 補正予算審査

議案第56号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第4-3号 加配定数を維持した上での小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

4 その他

開会 午前 9時23分

○書記（森田 公君） 連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めて、おはようございます。

今朝は14号台風の影響下、ここに来ましてちょっと雨も大降りになったり風も強くなったりしていますけれども、大体午前中で収束するものだと。全国的にはいろんな被害が出ているようですけれども、幸い甲斐市においては被害も出ていないということで、昨晚は吉沢、それから睦沢、清川と何か避難所の開設をしたということですが、避難なさる方はおいでにならなかったということですが、自助・共助・公助ということで、私は、特に自助、自分自身はどうするかということを実際にやっぱり考えていかなきゃいけないと。このところ世界的にも自然災害で、パキスタンのように日本の2倍という国土の3分の1が洪水で被害に遭うと、死者も1,400人、あるいは被災民が3,300万人ですか、大変な被害が出ています。

そういう中で、本当に自然災害というのはどこまで大きな被害をもたらすか全く予測がつかないところですので、私自身も常日頃から、やっぱりもう一度自分自身に何ができるか、何を用意していかきゃいけないかということを実際に考えていきたいと思っています。

さて、本題に入りますけれども、今日は、条例審査、それから補正予算審査、請願審査と続けてまいりますけれども、ぜひ皆様方のご協力を得まして議事進行がうまくいきますようお願いして、挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

○委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行い

ます。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思えます。

それでは、審査に入る前にお諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第66号 玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

宮本財政課長。

○財政課長（宮本 裕君） 改めまして、おはようございます。

それでは、財政課より、議案第66号 玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）請負契約締結の件につきましてご説明させていただきます。

お手元の薄い冊子の甲斐市定例市議会議案の1ページをお願いいたします。

玉幡体育館につきましては、昭和57年建築で築40年が経過し、老朽化により外壁の落下の危険性が特殊建築物の調査にて指摘されており、また屋根材も劣化しており、雨漏りもしている状況でございます。このため、外壁の全面貼り替え、屋根の防水塗装を行うため、次のとおり請負契約を締結するものといたします。

契約の目的といたしましては、玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）、契約の方法につきましては、一般競争入札による契約、契約の金額は、金2億1,450万円でございます。なお、この金額は消費税を含んだ額となります。

契約の相手方は、山梨県甲斐市名取393番地、渡辺建設興業・樋川建築玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）共同企業体、代表者、渡邊慎助氏でございます。

提案理由でございます。この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由となります。

入札執行の経過についてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、お手元の薄い冊子の定例市議会資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。

入札執行の公告は、8月17日水曜日に市の掲示板及びホームページにより行いました。

入札参加受付期間は、公告日から8月26日金曜日までの10日間といたしました。

入札は、9月2日金曜日に執行しております。

中段の表になります。

左から2列目の入札参加条件等につきましては、過去の同規模の建設工事に準じまして、特定建設工事共同企業体（2者）といたしました。

主な入札参加条件等として、代表構成員は、山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が900点以上の事業者、構成員は、市内に本店を有し、経営事項審査（建築）の評定値が700点以上の事業者といたしました。

表の一番右になりますが、応札者は、渡辺建設興業・樋川建築JV及び中村建設・ひかわ工務店JVの2共同企業体で一般競争入札を執行したところでございます。

入札の結果、1回目の入札で入札価格が低かった渡辺建設興業・樋川建築JVを落札候補者とし、入札後の資格要件審査の結果、適格と認められたため落札決定いたしました。予定価格は税抜きで1億9,910万円、落札金額は税抜きで1億9,500万円、契約金額は税込みで2億1,450万円であります。落札率は、予定価格に対しまして97.9%でありました。

入札の結果を受けまして、9月8日木曜日に仮契約を締結しておりまして、本議案の議会議決をもって本契約に移行することとなります。

なお、工期につきましては、令和5年9月29日金曜日までを予定しております。

以上、議案第66号 玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）請負契約締結の件につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。質疑等ありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 入札参加条件のこの900点とか700点以上なんですけど、主にどういう部分の評点なのか、ちょっとざっと過ぎて分からないので。

○委員長（清水和弘君） 徳井契約係長。

○契約係長（徳井雄一君） お答えします。

経営審査事項の内容につきましては、工事の実績や従業員の技術者の数などを基に経営審査の点数を決めているところであります。よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほか、ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） おはようございます。ちょっと1点だけお伺ひいたします。

工事日が8月17日、入札日が今月の2日ということであれなんですけれども、価格がどうこうじゃないんですけれども、今、9月2日に入札して、今日議会の議決を経るということであれなんですけれども、工期が来年の9月29日までとあります。その中で、今こんな世の中で、物価の高騰やいろいろ資材のことで予測がつかないということもあるんですけれども、その間にまたちょっと金額が左右される、上乘せされるというようなことがある場合もあるかもしれないということを当局は想定していますか。そのことをちょっと1点お聞きしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 森川スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） 委員さんのご指摘のとおり、物価がいつ上がるかというのも考慮しながら工事を進めなきゃいけないんですけれども、今の段階では材料が上がったという情報はまだ入っていませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 工期が約1年ということなんですけれども、その間、当然あの施設を使うこととか、それから学校のことに關する点についてどういう準備をしているのか、また後日の対応についてはどんな流れになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） 当然、工期が来年の9月までということですので、今年度につきましても入学式とか卒業式が控えておりますが、そこは工事は止めるような方向で考えておまして、なるべく学校にはご迷惑かからないように学校運営をしていただくということで、それは連絡を密にしながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、あと教育施設、学校ということで、総合的な安全管理につい

て業者さんとどういったところで協議をしているのか、その辺のところはどうなっていますか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） 当然、今日議会の議決をいただいて業者と打合せをさせていただくんですけれども、工程会議とかを定期的にやって、当然学校も入れた中で、工事工程はどうかとかという話は学校を交えた上で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

以上で第66号の質疑を終了します。

これより、議案第66号 玉幡体育館屋根・外壁等改修工事（明許）請負契約締結の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第66号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで、職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第56号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より、1款議会費、2款総務費、1項教育費について説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、人事課から人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明させていただきます、その後、総務教育常任委員会所管の科目について説明させていただきます。

定例市議会資料の1ページの9月補正予算人件費明細表をお願いいたします。

上段の表の正職員の欄をご覧ください。

正職員の補正予算の内容は、本年1月1日当初予算作成時に各所属に在籍していた職員及び4月1日の定期人事異動に伴う各予算科目間の組替えによる増減分と、昇給・昇格に伴います給料、職員手当、共済費の増額分等を調整したものであります。

令和4年1月1日時点で定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が471人で、その後、令和3年度末及び本年7月末までに職員3人が自己都合退職となったことから、9月1日現在、当初予算より3人少ない468人となっております。

次の正職員の表の2節給料の補正額は、自己都合退職者3人分の減額及び昇給・昇格に伴います給料月額を増額分等を調整し、2,539万5,000円の減額となります。3節の職員手当等につきましても、自己都合退職者の減額額分と昇給・昇格に伴います期末勤勉手当の増額分の調整及び各種手当の見込額を計上し、合計で1,339万7,000円の減額となります。4節の共済費につきましても、自己都合退職の減額分及び年齢構成の変動等に伴い、492万6,000円の減額となります。27節の繰出金は、水道事業会計、下水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い、9万6,000円の増額となります。

正職員の人件費の補正額は、合計4,362万2,000円の減額となります。

続きまして、中段の再任用職員の表をご覧ください。

再任用職員は、令和3年度任用の10人と令和4年度から再任用を希望した14人の合計24人となっております。

3節職員手当等につきましては、通勤手当2万4,000円の減額、4節共済費につきましては、社会保険料の負担額の確定により31万5,000円の減額となっており、合計で33万9,000円の減額となります。

次の会計年度任用職員の表をご覧ください。

まず、一般会計の会計年度任用職員につきましては、正職員の普通退職者の代替、育児休業者の代替等により、当初予算作成時の368人から21人増員の389人となります。補正額につきましては、21人の増員分で1節報酬1,917万9,000円、3節職員手当等159万7,000円、4節共済費636万6,000円、8節旅費73万3,000円、合計2,787万5,000円の増額をお願いするものであります。

介護保険特別会計の会計年度任用職員につきましては、1人増員分の補正であり、補正額につきましては、1節報酬254万9,000円、3節職員手当等33万3,000円、4節共済費43万円、8節旅費3万円、合計334万2,000円の増額をお願いするものであります。

下水道事業会計の会計年度任用職員につきましては、職員数の変更はありませんが、通勤手当の増額補正であり、8節旅費3万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、9月補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

総務教育常任委員会所管の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当、共済費の増減額の理由につきましては、先ほど説明しましたとおり、人事異動によります職員の入替えによるものと昇給・昇格によります増額分等を調整したものであります。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。01議会事務局職員費につきましては、192万6,000円を増額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、619万7,000円の減額であります。02総務管理関係会計年度任用職員等費は、2,834万2,000円を増額するものであります。06再任用職員費は、先ほど説明しましたとおり、33万9,000円の減額であります。

7目支所及び出張所費です。03敷島支所関係職員費につきましては、1,255万5,000円の

減額であります。05双葉支所関係職員費につきましては、1,954万2,000円の減額であります。

9目交通安全防犯対策費です。02交通安全対策関係会計年度任用職員等費は、136万9,000円の減額であります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費です。01税務関係職員費につきましては、188万3,000円の減額であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。01戸籍住民関係職員費につきましては、1,397万4,000円を増額するものであります。

6項監査委員費、2目監査委員事務局費です。01監査委員事務局職員費につきましては、45万4,000円の減額であります。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。01教育管理関係職員費につきましては、307万7,000円の減額であります。

2項小学校費、1目学校管理費です。01小学校関係職員費につきましては、184万9,000円の減額であります。02小学校関係会計年度任用職員等費は、7万1,000円を増額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費です。01中学校関係職員費につきましては、1,019万9,000円の減額であります。02中学校関係会計年度任用職員等費は、272万9,000円を増額するものであります。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

4項学校給食費、1目給食センター費です。01給食センター関係職員費につきましては、14万7,000円の減額であります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費です。01社会教育関係職員費につきましては、240万1,000円の減額であります。

2目公民館費です。01公民館関係職員費につきましては、715万6,000円の減額であります。02公民館関係会計年度職員等費につきましては、153万円の減額であります。

5目図書館費です。01図書館関係職員費につきましては、1,027万5,000円の減額であります。02図書館関係会計年度職員等費は、323万9,000円を増額するものであります。

次に26ページ、27ページをお願いいたします。

7項保健体育費、1目保健体育総務費です。01保健体育関係職員費につきましては、168万2,000円の減額であります。

以上が、総務教育常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明です。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 10、11の支所の職員費がかなり減っているんですが、これは退職か何かというようなことでしょうか。理由を。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 11ページですが、今ご質問の敷島支所関係職員費、双葉支所関係職員費の減額かと思えます。年度の途中に各支所1人ずつ普通退職者が出ましたので、その関係で減額となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） あと一つ、任用職員が二十何人プラスという話だけれども、かなり多いけれども、内容はどうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 増員予定のほうですが、21人の約半数ですけれども、育児休業の代替職員として採用を予定しております。そのほかの増額としましては、先ほど言いました普通退職者の代替であったり、4月1日の人事異動に伴いまして、正職員を補充できなかった部署にちょっと手厚く配置をする関係でございまして、21人の増員ということになります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明に関連することと思うんだけど、事業費を見ると減額と増額、2つのあれがあるわけですね。それで総じて、今言った予算に対して人の動きがあっ

たやつを補充するとかと、そういうことによって増額した項目もあれば減額もということがあるだね。そのバランスというか、その辺はどういう形で、全体を見たときね。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そうですね。全体的には、定例市議会資料1ページの合計の正職員4,362万2,000円ということで、全体では大幅な減額となっております。これは、年度途中の先ほど言った普通退職者3人が主な要因の一つとなっております。またそのほかの理由としましては、当初予算の作成時におきましては、1月1日時点の現員現給で予算を盛るという原則で積算をしております。たまたま今年度につきましては、定年退職者の数と新採用職員の数に大幅に入替わりがありましたので、その人件費の差額での大幅な減額が大きな理由です。

各予算科目が増額だったり減額だったりするのは、どうしても4月1日に定期人事異動で職員の入替わりがございます。職員の給与額とか手当額はそれぞれの個人ごとに異なりますので、例えば同世代の同じ金額ぐらいの職員が入れ替わればあまり変わらないんですけども、どうしてもちょっと年齢が若返ったりとかすると、そこでちょっと差額があるので、増額になっている科目があったり減額になったりがあるという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

島田総務課。

○総務課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

総務課から補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、13文書管理事業につきまして、99万円を増額補正するものでございます。財源内訳につきましては、一般財源であります。補正の概要であります。令和3年の個人情報保護法の改正に伴う本市の個人情報取扱システムの改修経費になります。

以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、会計課より、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費について説明をお願いします。

岸部会計管理者。

○会計管理者（岸部俊一君） 会計課から9月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、説明欄の20財務管理費（会計課）、補正前の額1,103万円に8万5,000円の増額をお願いし、合計1,111万5,000円にするものでございます。

内容につきましては、現在、口座振込や振替等、NTTのISDN回線を利用し、指定金融機関である山梨中央銀行へデータ送信し、処理を行っています。令和5年12月でISDN回線が廃止されることに伴い、指定金融機関である山梨中央銀行では、令和5年4月末でISDN回線を利用したサービスを終了し、新たなデータ交換サービスを導入し、各自治体と連携しているLGWAN回線を利用した運用に変わります。来年4月から対応するためには、2月から導入し、動作確認等を行う必要があります。

については、水道事務所も対象となりますので、予算につきましてはそれぞれ案分して計上し、導入手数料5万5,000円のうち会計課分として70%の3万8,500円、月額手数料2か月分の6万6,000円のうち70%の4万6,200円、合計8万5,000円を増額補正するものであります。

以上が9月補正の内容になります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは中銀で方式を変えるということなんですけれども、こっちで事業をやっていく上で不具合とか、要するにこれをするによって自分たちの管理上の問題が向上するのか、後退するのか、その辺のところは別に変わらないということ。

○委員長（清水和弘君） 岸部管理者。

○会計管理者（岸部俊一君） 今までの方法とは変わりません。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、やることは全然変わらないということで事務処理ができるということなの。

○委員長（清水和弘君） 岸部管理者。

○会計管理者（岸部俊一君） そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほか、ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで会計課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民戸籍課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費について説明をお願いいたします。

山田市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。

市民戸籍課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額1億9,288万2,000円に811万9,000円の増額をお願いし、合計2億100万1,000円とするものでございます。

このうち、説明欄の01戸籍住民関係職員費1,397万4,000円の増額につきましては、先ほど人事課から説明がありましたので、13マイナンバーカード普及促進事業585万5,000円の減額補正について説明いたします。財源につきましては、全額一般財源でございます。

内容は、甲斐っ子卒業プレゼント事業の内容変更に伴う減額補正でございます。この事業は、マイナンバーカードを取得した中学3年生への卒業プレゼントとして、市立図書館カードの利用と併せ3,500ポイントを付与する事業で、国の自治体マイナポイント事業のシステムを利用して実施するものです。

先般、国から事業スケジュールが公表されたところ、当初の予定が変更され、国のシステム運用開始時期が9月から11月となり、事業実施が可能となる期間は、翌年1月までの実質約2か月となることが示されました。しかし、本事業では、少なくとも3か月以上の事業実施期間が必要となる見込みです。それは、マイナンバーカードを新規に申請する場合、本人がカードを受け取るまでに2か月余りの期間がかかり、その後、3,000ポイントの申請や市立図書館カードとのひもづけをして500ポイントを申請するまでの期間を合わせますと、おおむね3か月を要するためです。このことから、国のシステムを利用して行う本事業は実

施が困難となります。

そこで、国のシステムを利用することなく本事業を実施する方法を検討した結果、ポイントのプレゼントを変更し、マイナンバーカードを取得した中学3年生に3,000円分の図書カードの給付を行うこととし、速やかに事業を開始できるよう、それぞれ必要経費の増額と減額の補正が必要となりました。

まず、増額となる報償費につきましては、3,000円分の図書カード710人分で合計213万円を新たに計上しております。また、減額する委託料につきましては、自治体マイナポイント決済事業者への委託料として計上していましたシステム改修等委託料550万円とポイント付与分3,500ポイントの710人分で248万5,000円の合計798万5,000円の減額となります。したがって、差引き585万5,000円の減額となります。

これで市民戸籍課の補正予算の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明ですけれども、中学生に3,500ポイントをするということだけれども、期間が非常に短いということで、9月から11月までなんだけれども、それを国がまだあと2か月延ばしたということ。それでもまだマイナンバーカードを取得して手元に入るには2か月ぐらいかかる。それでいくと間に合わないから、今の説明だと、中学生に3,500ポイントじゃなくて3,000円のカードを渡して、それが710人ということだね。だけれども、もう一度、じゃ、3,500ポイントの同じく710人分の額を減額補正するということですか。そういうことですか。ちょっとそこのところをお願いします。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） ご質問いただきました。3,000円の図書館カードを710人分用意するための補正を行うのかというご質問でよろしいでしょうか。

そのとおりでございます。3,500ポイントは、市立の図書館カードの利用も同時に併せて500ポイント追加しての3,500ポイントですが、図書館カードの利用までちょっと期間が確保できないものですから、マイナンバーカードの取得に対しての得点としての3,000ポイントを図書カードの3,000円に振り替えたものでございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは結局、当初の事業と全く方針を変えるという認識でよろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） はい、そのとおりでございます。

当初は、マイナポータルという国のシステムにご本人が申請をしていただきまして、キャッシュレスの決済のものにポイントを受け取るというものでございましたが、今回は、マイナンバーカードを申請された方、既に所有されている方に対して、まず図書カードを申請していただく申請行為が入ります。紙による申請に対して決定をして給付するというものでございますので、そこは全く変わります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、今、予算的に710人という予算を見込んでいるわけじゃないですか。基本的に例えば甲斐市の中学生は4,000人ぐらいいるのかな。その見込みが710人だけけれども、マイナンバーカードを取得する対象者というのはどのくらいいるんですか。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） 説明が不足しておりましたが、中学生全員ではなく中学3年生になりますが、710人というのは中学3年生全体の数を計上しております。

今、実際に市町村別の年代の取得率は出ていないんですけれども、全国的に統計数字として公表されているのが、10代は37.8%程度カードを所有している方がいらっしゃるので、710人のうち既に260人程度は所有しているのではないかと推定しているところでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 事業の中身は先ほどの説明の中で変わったわけですね。そうすると、そのことに対して市がしようとしている事業をどんな形で中学生に、変わるわけじゃないですか。そして個人が申請するという行為もと説明がありましたよね。そのことについてはどんな形で周知をするんですか。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） 周知につきましては、まず1人1枚チラシを学校を通じて、チラシに併せて申請書を配布する予定でございます。また、広報での周知と甲斐市ホームページでの周知、またLINEでの発信を予定しております。市内の学校及び市外の私立の学

校も含めて、学校を通じてチラシを配布する予定でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、財源のことになるんだけど、この中で、さっき説明があったかどうか分かんないけれども、市の財源から出す分というのはどんな具合になっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） 現時点ですが、来年度にこの事業を行うかどうかというのは決定しておりませんが、昨年度の事業実績、また今年度の実施状況などを検証いたしまして、さらに費用対効果、補助金の充当があるかなど検討して、今後のことは決定していく予定でございます。

〔「違う違う、今の現状で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） じゃ、続けてください。

市民部長。じゃ、山田課長でよろしいですか。

じゃ、長田市民部長。

○市民部長（長田裕二君） いろいろ説明のほうがちよっと細かくなり過ぎで申し訳ありません。

内藤委員のご質問ですが、今回、今日説明している事業については全て一般財源です。その中で、急遽事業を変えたというような関係もありますので、もし何か特定の財源があるようであれば、また財政のほうと相談しましてその辺を取り入れたいと考えておりますが、今のところは全て一般財源という形になります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認ですけれども、先ほどの説明だと、国がいつまでにやれと言ったことで国の日程と合わないからやったということなだけで、国からはこの事業に対して、マイナポイントに関しては一切補助金とか、そういうのは出ていないということなの。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） 今年度の事業につきましては、国が補助するあくまでも予定ということで公表されているのは、ポイントを実際に付与する決済事業者がシステムを改修する経費につきましては、国が補助する予定ということで公表されております。また、ポイントの原資につきましては、現在のところ補助金の充当という話は出ておりません。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほか、ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで市民戸籍課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費について説明をお願いいたします。

小宮山市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。

市民活動支援課より9月補正の内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、02外国人避難民支援事業におきまして、補正額100万円を増額し、補正後の額を7,707万8,000円にお願いするものであります。

補正の内容につきましては、甲斐市ウクライナ避難民生活支援一時金支給要綱に基づきまして、ロシアよりウクライナへの軍事侵攻の影響により本市に避難してきましたウクライナ国籍の避難民に対し、1人当たり5万円の一時金を支給するものであります。

本市におきましては、既に5月から8月までの間に17人が避難してきておりまして、支援金として85万円を予備費により支給しております。先週にまた3人が避難してきたこと、また、紛争の長期化により今後も避難者が増えることが予想されるため、20人分の支援金の増額補正をお願いするものであります。

なお、避難者の方々は、本市や学校法人、NPO法人などの日常生活の支援を受けながら、公営住宅や学校法人の寮、また民営のアパートなどに居住しております。生活費につきましては、日本財団から支給をされております。また、学校法人におきましては、寮に居住して

いる避難者の一部を学校関係職員として雇用するなどの就労支援も行っております。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目地域改善対策費、02住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金におきまして、補正額100万5,000円を増額し、補正後の額を100万6,000円をお願いするものであります。

補正内容につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきまして、地域改善対策事業として住宅新築資金等を貸し付けた債務者が返済途中で死去し、その後、相続人の全員が相続放棄を行ったことから、貸付金の回収に必要な相続財産管理人の選任を地方裁判所に申し立てているため、その費用を特別会計へ繰り出すものであります。

なお、詳細につきましては、後ほどの住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算におきまして説明をさせていただきます。

以上が一般会計補正予算の説明であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 外国人避難民の支援事業なんですけれども、100万円の補正額ということで説明を受けました。最初は5万円じゃなくてたしか3万円ぐらいだと思ったんですけども、ちょっと確認ですけれども、あれですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 最初から5万円の支給であります。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） はい、分かりました。

17人からまた3人が増えて20人になったということで、これでいくと100万円の増ということのあれなんだと思うんですけども、今後、まだまだ情勢というのは、新聞紙上とかニュースを見ると、大分ウクライナ軍も頑張ってだんだん領土を取り戻したということで、かなり避難していた人も戻るというニュースはあるんですけども、例えば今20人甲斐市だけでいるんですけども、その人たちも何年いるかは分からんですけども、この事業は限りは続けるというようなあれでいいのかどうなのか。これは日本財団というところが一緒にやってやっていることだから、そこのところを、ちょっと確認ですけれども、お願いし

ます。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 避難民の総括的な窓口は総務課のほうで行っておりますので、また総務課とも協議しながら進めていくではありますが、当然、避難してきた人たちの生活支援は、いる限りは継続をするのが行政の役目だと思います。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そうですね。そうであればよろしくお願ひしたいと思います。できる限りのことは何年かかってもやるということを今聞きましたんで、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 同じところなんですけれども、市民活動支援課でウクライナの方たちを支援する、部門別にするわけですよね。その補正予算ですよね、これは。あくまでも一時金の分ということでよろしいですかね。そうすると、あとは総務課とか、例えば今、団地、田畑なんかに入っていますけれども、その方たちの家賃というのはまた建設課かどこか向こうのほうで、何かいろいろ分かれていて窓口がすごくいっぱいになっている、今現在、避難民に対してね。非常にそれが分かりにくいというお話もいただいています。

それで、もう少し早めに支援ができる体制というのを、甲斐市が、今、一番県内の中では支援が多いんですね。入ってきている方たちが多い。だから、みんな頼ってきていただいているという形ですので、もう少し支援体制をしっかりつくっていただきたいと思っています。で、相談に行くところだったんですけれども。そういう方たちからいろんな相談を受けることも増えていますので、ぜひ窓口をしっかりと、どこへ行けば全部のことが分かるのかという支援体制というものを市としてつくっていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。要望で結構です。

○委員長（清水和弘君） 要望でいいですね。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今のことに関連することなんだけれども、受入れ体制、それこそ予算措置もみんな違って、今、滝川委員が言われましたように、住居の提供とか、そういうのもやっているわけですよね。その例えば住居提供に対して無償なのか、一部負担してもらうのかと、そういう事業全体の、ウクライナの難民支援に対する事業の全体像というのが、個別にこういうふうにはやっちゃっているんでその全体像がよく分からないですよね。

だからその辺のところを、甲斐市として難民支援ということにどんな形で、どこの所管が
どうしているんだということが我々には分かんないですね。その辺のところ
をちゃんとまとめて、当然窓口が総務になるかもしれんけれども、そういうところを総括し
て報告をしてもらいたいなと思うんだけどね。

○委員長（清水和弘君） 相川部長、お願いします。

○生活環境部長（相川泰史君） 今、滝川副委員長、それから内藤委員からお話がありました
とおり、それぞれ、支援金については市民活動支援課、住居については建設課のほうで市営
住宅、実際、田畑団地のほうにも入居していただいております。当然、一部の方は個人のア
パートにも住んでいるような状況の中で、市営住宅につきましては無償で入っていただい
ているような状況でございます。

ただ、全体像が見えづらいという状況がありますので、また統括的に担当しております総
務のほうとも相談しまして、必要な資料を取りまとめて議会のほうにも提示するよう、今後
進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

○委員長（清水和弘君） それでは、会議を再開します。

次に、教育総務課より、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費及び3項中学校費、
1目学校管理費について説明をお願いします。

名取教育総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） お疲れさまでございます。

教育総務課関係の補正予算につきましてご説明いたします。

議案第56号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算説明書22ページ、上から2段目の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち教育総務課関係につきましては、252万4,000円の減額をお願いするものであります。

財源内訳の教育総務課関係につきましては一般財源であります。この中で、右端、説明の欄、01教育管理関係職員費307万7,000円の減額につきましては、先ほど所管課である人事課から説明いたしましたので、教育総務課所管の10事務局費の55万3,000円の増額についてご説明いたします。

本市教育委員会では、市内在住の小・中学生が部活動以外で県大会において3位以内となり、県外大会等に出場される児童・生徒に激励金をお渡しし、未来のアスリートに経済的支援を行う甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金事業を昨年度から実施しております。

昨年度は、コロナ禍の中で大会自体が自粛傾向であり、1年を通して49万円という支出状況でありました。今年度の支出につきましては、コロナ前に近い数の大会が開催されるようになったことから、8月末現在で99万1,000円であり、当初予算の100万円に達する勢いがあります。9月以降も昨年度の大会などを勘案し計算したところ、55万3,000円の支出が見込まれるため、同額を増額補正させていただくものであります。

今後、コロナの感染状況によって大会開催が縮小していくか拡大していくのか、計り知れないところがありますが、昨年度以上に優秀な成績を収める児童・生徒が増えた場合、再度の増額補正をお願いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、22ページ一番下の段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費につきまして、1,832万9,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、一般財源のほか、地方債は、学校教育施設等整備事業債1,870万円であります。この中で、右端、説明の欄、01中学校関係職員費1,019万9,000円の減額、その下、02中学校関係会計年度任用職員等費272万9,000円の増額につきましては、先ほど所管課である人事課から説明いたしましたので、教育総務課所管の08中学校施設整備費2,579万9,000円の増額についてご説明いたします。

敷島中学校のグラウンド南西側は、既存のネットフェンス設置のみとなっており、防球ネットの設置がないため、授業や部活動の練習時にやむを得ず南西側を利用した場合、打ったボールが既存のネットフェンスを越えてしまう場合があります。特に今年度に入り、ボールがネットフェンスを越え、学校周辺の民家敷地内に複数回入るという事例がありました。

そのため、これ以上周辺住宅に迷惑を及ぼさないよう、未設置であります南西側に既存の防球ネットと同じ高さで防球ネットを設置するものであります。また、特にボールが飛び出す可能性が高い野球やソフトボールに対応するため、移動式のバッティングゲージを購入し、生徒も安心して球技に集中できるよう、工事及び備品購入の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、お聞きします。

2目、事務局費ですね。その中で、10事務局費55万3,000円増額補正ということで説明を受けました。これは小・中学生の県外大会のいろいろな経費ということで説明を受けたんですけれども、当初よりかなり今年は成績がよかったということの中でこんなふうなことになったと思うんですけれども、昨年とか2年ぐらいはコロナ関係でできなかったけれども、今年はできたということですので、今の説明の中で、今後、優秀な選手、優秀なチームというところとなって、県大会を制して県外へ行くということもかなりあると思うんですけれども、予測ができないけれどもある程度、毎回毎回補正をすればいいんですけれども、選手のあれによっては県大会へ行ってもいい成績になったということもあるんで、私としては、多めに、例えば補正補正といいますけれども、集中しているのはやっぱり6月から8月ぐらいの県外大会というのが多いと思うんです、スポーツの種類によって。ですから、少し当初のあれを予測して多めに組んだらいいんじゃないかと思うんですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 委員さんおっしゃるとおりで、期待も込めて、ぜひ来年度の予算につきましては、少し多めに予算を盛りたいなというところも思っております。今回補

正させていただくのも、秋以降に予想されている大会に去年出た方などの結果も予想を少ししながら盛っております。来年度につきましてはまたちょっと多めに、本年度の実績を基に少し予想をしながら盛りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。分かりました。

その次に質問があります。中学校施設の整備費について2,500万ということでお聞きします。

敷島中学校、そうですね、防護のネット。多分いろんなことで前から近隣に、ちょっと野球なんかすると本当にオーバーしてしまったということで迷惑をかけて、屋根瓦を割るとかガラスを割ったということがあります。

そんな中で、今の説明だと、南西側にまた防護ネットをすると同時に、ちょっと聞きたいのは、バッティングのゲージを設けてほかには散らばらせないようにということだと思えますけれども、そのゲージについて、詳しくでなくても構わんですけれども、おおよそどのぐらいの規模のものか、ちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） バッティングゲージのサイズですが、高さが、ちょうど台形のような形になっておりまして、低いところで2.8メートルから高いところで3.3メートル、間口が狭いところで4メートル、広いほうで5.5メートル、奥行きが5メートル、フレームは鉄パイプでしてキャスターつき、くいでも固定が可能という形のものになっております。よろしく願いします。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

今の説明によれば、高さも十分、奥行きも幅も十分、それでもってかなりの効果が出ると思うんですけれども、そんな中で、いろいろ、これは東側の軟式の男子か一般の人が使うところだと思うんですけれども、西側の女子ソフトのほうにはそんなのも備え付けたらお金がかかる、今すぐどうこうじゃないんですけれども、今現在はどうなっていますか。分かりますか。

○委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） 今回のバッティングゲージの設置及び防球ネットの設置につきましては、南西側、今おっしゃったソフトボール側、ソフトボール部が使用している南西側の

ほうにつけさせていただくような形になります。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これは防球ネットということですが、それをすると、だからゲージ的なものは女子ソフトにはそれだけ高ければ必要ないという判断かということを知りたいんですけど。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） まずはバッティングゲージについて、バッティングの練習のときに使用をします。ネットフェンスも実際に現在のフェンスより4.7メートルほど高く設置をするんですが、その前に、まずフェンスを越えることがないように、バッティングゲージを使ったソフトボールのバッティング練習をしていただくような形になります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） フェンスの高さと幅はどのくらいのものでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） 高さにつきましては、今回設置しますフェンスについては14.7メートルで、幅につきましては、南西側から西側にかけて延長82メートル設置するような形になります。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） ついでに、そのフェンスとゲージの金額を参考に。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） 防球ネットの設置工事につきましては2,497万円、バッティングゲージの購入費用につきましては82万9,000円です。

〔「委員長、ちょっと補足でよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 今回、南西側に既存のネットフェンスしかありませんので、防球ネットを覆いかぶせるような形で上にかぶせるのとバッティングゲージをダブルでやれば、住民の皆さんにも視覚的にでも、バッティングゲージもあるしネットも高くなったしという安心感を与えられるだろうということで、2つの対応をすることになっております。よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけでも、今の説明で、80メートル、高さが14.7ということなだけでも、今、現状の上に高くするということだね。今のにどれだけ高く上乘せというか、どれだけ高くするということ、今の現状よりか。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） 現状の高さは10メートルあります。その上に4.7メートル分のフェンスをかぶせるような形になります。忍び返しはつけず、垂直にネットを設置するような形になります。

○委員（内藤久歳君） 垂直ね。で、一応あそこに滝口建設があつて、あの道路沿いに県道からこっちまで、80メートルというのはそのぐらいの距離だと思うんだけど、それを全部やるわけ、全面に。そうじゃないの。

○委員長（清水和弘君） 保坂係長。

○施設係長（保坂勇二君） 現在、南側の男子の野球部が使っているほうにつきましては、既に設置はしてあります。そこからソフトボール部のほうまで南西側から西側に囲うような形になります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結局この対策というのは、当然、野球のバックネットがあるじゃんね。あれじゃなくて、今回、西側の女子のソフトボールが使っているあその対策という基本的な考えでいいということだね。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） はい、委員さんおっしゃるとおりでして、今、係長からも説明がありましたように、東側につきましては、県道のほうにつきましては、既に野球部用に高く設置がしてあります。今回、南西側のちょうど角、滝口さんを少し西側へ行ったところで高い防球ネットが切れておりますので、その切れているところから南西側の角、そして武道館のほうに向けてという形で、今ないところについて設置をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

それで、要は現状よりは高く上乘せするということになると、それは当然業者との関係になるんだけど、やっぱり強風によって倒れちまうとか、そういうことも懸念されるわけだね。その辺の安全対策というか、その辺のところについては、当然そういうことも計算

しながら施工はするとは思っただけけれども、その辺の安全上の担保はどういうふうに行っているんですか。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 防球ネットの支柱については14メートル上がります。それで根入れが約4メートル入りますので、十分設計上は大丈夫ということになりますので。現在東側に建てているものと同程度のものですので、決して大げさなものを造ることではなくて今現在あるものと同程度のものを造るので、安全確認につきましても大丈夫ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から4項学校給食費、2目学校給食費まで一括で説明をお願いします。

坂本課長。

○学校教育課長（坂本公彦君） お疲れさまです。

学校教育課の財源内訳更正と補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきまして、財源更正をお願いするものがあります。03市単独学校教育支援員等配置事業の学力向上支援スタッフ配置事業につきましては、児童・生徒の学習に関わる補助や個別指導を行い、基礎的、基本的な学習内容の定着及び学習意欲の向上を図るため、本年度については、市内小・中学校へ計33人のスタ

ップを配置する事業であります。

本事業につきまして県補助金1,665万2,000円が決定したことに伴い、財源内訳について、一般財源から学力向上支援スタッフ配置事業費補助金1,665万2,000円を国県支出金へ充当するため、財源更正するものであります。

続いて、2項小学校費、2目教育振興費につきましては、補正前の額9,429万円につきまして、125万6,000円の増額をお願いし、9,554万6,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

内容であります。行事等の際に体育館のフロア面の絵を汚れや傷から保護するためのフロアシート一式となっております。来年2月に竜王南小学校体育館が完成予定となっており、3月の卒業式に使用できる見込みがついたことから、その際に使用するシートが必要となったものであります。

次に、補正予算説明書の24、25ページをお願いいたします。

4項学校給食費、2目学校給食費につきましては、補正前の額2億7,220万3,000円につきまして、347万6,000円の増額をお願いし、2億7,567万9,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

内容につきましては、竜王南小学校の給食調理室において平成8年度に購入した真空冷却機について既に25年が経過し、今まで何とか使用してきましたが、ここに来て経年劣化から必要な温度まで冷却することができなくなったため、機器の入替えが必要になったものです。

真空冷却機は、加熱調理された食品を内部より均一に急速冷却するもので、O157などの食中毒を防ぐため、衛生管理上不可欠な機器であります。なお、現在は、必要な温度まで下げるよう氷などを利用し、併用して冷却補助を行っていますが、早急な対応が必要となっております。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、歳入について行います。

財政課より、15款国庫支出金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

宮本財政課長。

○財政課長（宮本 裕君） お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算1億6,298万8,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金346万4,000円の増額につきましては、国から令和3年度補正予算の補助裏分として算定されました新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の交付限度額を計上するものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金133万円の増額につきましては、令和3年度に実施いたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業において、申請がないことにより給付金を受給できていない世帯に対し、国の施策として、令和4年度課税情報を活用して給付金を支給することになったことに伴いまして、給付金対象者抽出及び管理等に係るシステム改修費用の全額が国庫補助金として交付されるため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金を増額するものであります。

2節児童福祉費補助金953万6,000円の増額であります。まず地域子ども・子育て支援事業交付金46万4,000円の減額につきましては、次世代育成支援対策事業における子育て短期支援事業、こちらはショートステイになりますけれども、この利用者の増に伴う増額分と、放課後児童健全育成事業における会計年度任用職員の任用形態の一部変更に伴う減額分を相殺いたしました差額分の減額となります。

次に、子育て世帯支援給付金事務費交付金1,000万円の増額につきましては、低所得の子

育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の年度末までの執行見込みに基づく児童1人当たり一律5万円、200人分の給付金追加分の全額が国庫補助金として交付されるため、増額するものであります。

7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金150万円の増額につきましては、申請の増加が見込まれる木造住宅耐震支援事業の耐震改修工事等の財源として、補助率2分の1の社会資本整備総合交付金を増額するものであります。

次に、16款県支出金であります。

2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金300万円の増額につきましては、都市公園7公園10か所への防犯カメラ設置の財源として、補助率2分の1の山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金が交付されるため計上するものであります。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金54万2,000円の減額につきましては、地域自殺対策強化事業費補助金の交付要綱の改正により補助率が3分の2から4分の3となりましたが、対象経費である青少年育成カウンセラーの任用形態が一部変更になったことに伴い、補助対象の人件費が減額となりました。この内容により補助金額を再計算した結果、減額するものであります。

2節児童福祉費補助金46万4,000円の減額であります。まず、山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金60万円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用形態の一部変更に伴い減額するものであります。

次に、地域子ども・子育て支援事業交付金13万6,000円の増額につきましては、次世代育成支援対策事業における子育て短期支援（ショートステイ）事業の利用者増に伴い、増額するものであります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金144万円の増額であります。まず、農地集積・集約化対策事業費補助金54万円の増額につきましては、農地集積・集約化対策事業に計上いたしました農地中間管理機構へ貸付けを行う農地の伐採・伐根などの整備工事費が全額県補助金の対象となるため増額するものであります。

次に、土地改良事業等補助金90万円の増額につきましては、鳥獣による農作物被害等への対策である管理捕獲事業に係る県の補助率が30%から50%に変更になったことに伴いまして補助金を増額するものであります。

7目土木費県補助金、1節土木費補助金115万円の増額につきましては、申請の増加が見込まれる木造住宅耐震支援事業における耐震改修工事等の財源として、補助率4分の1の木

造住宅耐震改修等支援事業費補助金75万円及び補助率10分の10の低コスト工法割増支援事業費補助金40万円をそれぞれ増額するものであります。

9目教育費県補助金、5節教育総務費補助金1,665万2,000円の増額につきましては、県の交付決定に基づきまして学力向上支援スタッフ配置事業費補助金を増額するものであります。

次に、18款寄附金であります。

1項寄附金、3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金30万円の増額につきましては、亡くなられました民生児童委員のご遺族から、甲斐市福祉行政と民生委員児童委員協議会の活動への活用を目的とした寄附があったことから増額するものであります。

次に、20款繰越金であります。

1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1,153万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源不足分を補うため計上するものであります。

次に、21款諸収入であります。

5項雑入、8ページ、9ページをお願いいたしまして、1目雑入、3節衛生費雑入149万円の増額につきましては、バイオマス産業都市推進事業におきまして発電事業者と締結いたしました事業用定期借地権設定契約によりまして、発電事業者が負担すべき分筆登記・測量業務委託料を計上しております。

次に、22款市債であります。

1項市債、9目教育債、1節学校施設整備事業債1,870万円の増額につきましては、中学校施設整備費の敷島中学校防球ネット設置工事に充当するものであります。

12目合併特例債、1節合併特例債9,390万円の増額につきましては、自然休養村管理センター維持管理費へ200万円、農林業施設維持管理事業へ5,690万円、道路新設改良事業へ3,500万円をそれぞれ充当するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書の29ページをお開きいただきたいと思います。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの起債見込額の列のとおり、今回の補正で1億1,260万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込額は27億5,937万円となりまして、一番右の列にありますとおり、令和4年度末の現在高は、221億6,053万8,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明となります。よろしくご審議、お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いします。ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終わります。

これより、議案第56号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第56号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第60号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。

市民活動支援課より、議案第60号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

初めに、議案書の39ページをお願いいたします。

第1条であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193万5,000円に定めるものであります。

続きまして、補正内容について説明をさせていただきますので、補正予算説明書の80ページ、81ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして、事務費繰入金として100万5,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款事務費、1項事務費、1目住宅新築資金等貸付事業事務費、01住宅新築資金等貸付事業におきまして、100万5,000円を増額し、補正後の額を101万5,000円をお願いするものであります。なお、財源につきましては、全額一般会計からの事務費繰入金であります。

補正内容につきましては、先ほどの一般会計の3款民生費の補正予算の中で説明させていただきました住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金に関連する内容となっております。

詳細でありますけれども、地域改善対策事業としまして、住宅の新築資金及び土地の取得資金を目的に貸付けを行った債務者の1人が返済途中に死去し、その後、相続人の全員が相続放棄を行いました。そのため、第1抵当権者である本市が貸付金の回収を行うため対象の土地・建物を処分するものであります。相続人がいない不動産を処分する場合は、民法の規定に基づきまして地方裁判所に相続財産管理人を選定していただく必要があります。そのための申立て費用を補正させていただくものであります。

申立て費用の内訳につきましては、相続財産管理人の報酬や現地調査費、不動産の管理費などに使用する予納金100万円と、あと官報に掲載する公告料の5,000円であります。

なお、対象の不動産であります。旧双葉町内にあります宅地と木造2階建て家屋であります。

以上が住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 物を見たことがないんですが、どのくらい回収できそうなんですか、ざっとで結構ですが。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 適正価格というのはやはり不動産鑑定などを行わないと分からないとは思いますが、あくまでも参考価格としまして固定資産税の評価額を調べましたところ、土地と建物を合わせまして308万6,012円という固定資産税の評価でありました。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは親族が財産放棄をしたということの中で、市が債務者ということでその権利をもらう手続だと思うんだよね。今の話で、これを結局市が処分する権利があつてということだね。今ここで、債務残高というのはこの対象者は幾ら残っているの。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 返済の残額ということになるかと思いますが、1,703万1,557円であります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今の説明だと1,000万の債務があつて、それをとりあえず市が処理しなきゃならないですよ。そうすると差引き、今の不動産鑑定だと1,000万の300万だから、600万を市が背負うという形になっちゃうんだよね。そういうことだね、現時点では。

それで、その処理を、そういった形で一応もらいました。更地にするのかどうか分かんないけれども、市が処分をする。ということは、最終的にはそれを売って入にして、もう処理をしてそれで終わりという流れになるということですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） そのとおりでありまして、最終的には確かに貸付金が残ってしまうかと思いますが、そういったものは不納欠損なりの処理になるかと思いますが。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この物件のそういった形での処理の手続ための事務だよね。最終的に今年度中にその処理が終わるのか、それとも次年度へ持ち込むのか、その辺の流れはどうなっているの。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 家庭裁判所に事前に相談に行ってまいりまして、最短でも2年はかかるということです。最長で、今までこういったケースもあるようなんですが、10年以上になったケースもあるということですので、一概には何年というのは申し上げられないという回答をいただきました。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、今の処分はこの補正でやったものがあるんだけど、今後、最長で10年と言ったよね、その間にまたもろもろの手続費用とか、そういうものが発生する可能性はあるの。

○委員長（清水和弘君） 裁判所に相談に行ったときにその点も確認しましたところ、予納金で追加はないという回答をいただきました。

○委員（内藤久歳君） まあ頑張ってください。了解です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

これより、議案第60号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第60号を終わります。

ここで暫時休憩し、入替えを行います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開いたします。

引き続き、請願審査を行います。

請願第4-3号 加配定数を維持した上での小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題とします。

なお、本日は、紹介議員として滝川議員と山梨県教職員組合中巨摩支部、信田卓也書記長が出席しております。説明等については、信田書記長からも受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのように決定いたします。

それでは、請願の内容につきまして詳細説明を受けます。

初めに、紹介議員からお願いいたします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） よろしく願いいたします。

この請願につきましては、昨年もこの総務教育常任委員会にお願いをして皆様から採択をいただいたところがございますけれども、引き続き今年度も請願が出ておりますので、紹介議員として皆様にご協力をお願いいたしたく、本日請願をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、請願文書を朗読させていただきますので、よろしく願いいたします。

加配定数を維持した上での小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書。

請願人。

甲斐市PTA連絡協議会会長、手塚友巳。

甲斐市地区公立小中学校長会会長、丸茂和也。

甲斐市地区公立小中学校教頭会会長、五味正年。

山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、上杉春樹。

紹介議員、滝川美幸。

甲斐市議会議長、赤澤厚殿。

請願趣旨を読ませていただきますが、請願事項の4点は昨年同様でございますので、請願理由を朗読させていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 続けてください。

○委員（滝川美幸君） 昨年度の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりました。国のこの決定は、子供、保護者、教職員にとって大変ありがたいものでした。少人数教育の実現そのものが子供たちへの最大の教育効果になるからです。

この教育効果を維持していくために、小学校の35人学級実施に当たっては、現在の加配定数を維持しつつ、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、35人学級を中学校にまで延伸することできめ細やかな指導を継続的に行うことが可能となるゆえ、その早期実現を望むところです。

学校現場に目を向けると、新型コロナウイルス感染症対策による従来にはなかった新たな業務や深刻な教職員不足など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員など教職員定数改善が不可欠です。

このような状況下、本県では、全国に先駆けて小学校1、2年生における25人学級が実現しており、小学校3年生以降へも導入するか検討が始まっています。県下の関係者が一体となり、少人数教育推進に取り組んでいただいている次第です。

本市におきましても、第2次創甲斐教育推進大綱を市政教育の基本に据え、バランスの取れた知・徳・体の育成、ふるさとに誇りや愛情を持ち活躍できる人材の育成、質の高い教育のための環境整備など、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいております。

国・県・市のこのような教育施策に対し、学校現場においては、教職員が働き方改革や自

己研鑽に努め、行政と一体となり、よりよい学校教育体制を築いていくことの大切さも実感をしているところです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っていただいている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、定数改善に向けた豊かな子供の学びを保障するための条件整備が求められます。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育の充実は、極めて重要な未来への先行投資だと言えます。

こうした観点から、ぜひとも甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2023年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） 紹介議員からの説明が終わりました。

引き続き、信田書記長、お願いいたします。

信田書記長。

○山梨県教職員組合中巨摩支部書記長（信田卓也君） よろしくお願ひいたします。

甲斐市議会の皆様、いつも大変お世話になっております。私は、山梨県教職員組合で書記長を仰せつかっております信田卓也と申します。

まず初めに、請願書の内容の最後2行目のところ、2023年度予算というところを、私のほうで2022年度予算と初めのうち書き間違えてしまいまして大変ご迷惑をおかけいたしました。議員の皆様だけではなくて、議会事務局の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたと思います。大変申し訳ありませんでした。

では、私のほうから請願の趣旨について説明をさせていただきます。

昨年度、40年ぶりに義務標準法が改正されまして35人学級が実施されることになりました。これまで少人数学級の推進について私たちのほうで請願をさせていただいておりましたが、甲斐市議会の皆様におかれましては、教育に関するこの請願を毎年ご採択いただき、国

へ意見書を提出していただきました。その継続性が実に40年ぶりの義務標準法改正につながったと考えております。そういった請願書には、ここにお名前がありますように、校長会、教頭会、教職員、そして子供たちを学校に通わせている保護者の思いが詰まっております。未来を担う子供たちの教育環境を整えるべく教育四者で提出しております請願を毎年大切に扱っていただけてきたことに心より感謝を申し上げます。

今年度の請願では、35人学級の実施に当たりましては、加配からの振替ではなくて実質的な教職員増により行っていただきたいという思いを書かせていただきました。

ここにある加配とは、少し説明をさせていただきますが、学校が個々に抱える課題を解決するために国から措置される教員、これを加配と呼んでおります。極めて重要な役割を果たしておりまして、例えば不登校対策が必要な学校があれば不登校加配、外国籍の子供が多くて日本語指導の喫緊の必要性があれば日本語指導加配というような形で、各校それぞれの課題に合わせて加配の教員が配置されます。この加配の意味はすごく大きくて、やはり子供たちによりよい教育を行うためには欠かせない、それが加配となっております。

今回、40年ぶりに40人から35人へと少人数教育が実現したことは大変ありがたく思っております。その実施に当たりまして、ぜひ教職員の実質純増という形で行っていただきたい。加配から振り替えられるようなことがありますと、これまで行ってきたきめ細やかな加配による教育が行われなくなるということになりますので、ぜひ加配を維持してというのが今回のお願いになっております。

また、2つ目には、現在、日本中で深刻な教職員不足が発生しているということを書かせていただきました。甲斐市におきましても、私は、今、敷島中学校に在籍しているんですけども、実は敷島中学校も教員が足りないまま4月をスタートさせています。この状況は子供たち、保護者にとって、学習の観点から、丁寧な複数教員による指導という観点から、非常に大きな障害となっております。この教職員不足を解消するためにも、やはり教職員定数増という中で、働き方改革、長時間労働を是正していくことを含めましてお願いをさせていただきます。

そして、最後に教育費について書かせていただきました。国が予算編成をする際に、毎年こうして各地から声が上がるということが大事だと考えており、請願をさせていただいております。

現状、日本の教育費は、OECD加盟国の平均値には到達しておりません。義務教育費国庫負担制度におきましても、請願文に書かせていただきましたとおり、当初国が2分の1負

担するところを現状は3分の1となっておりまして、地方の負担が増えている、これが実情となっておりまして。甲斐市におきましても、甲斐市独自の財源で市単の教員を雇って学校に手厚くしていただいているという大変ありがたい状況ではありますが、やはり国からの教育予算が手厚くなれば各地方自治体がもっと楽になるのではないかと、子供たちのためになるのではないかと、そんな思いがありまして、今回、教育四者で請願をさせていただきました。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回の信田先生の発言の中で、これは請願に特化していかどうか分かんないけれども、実際敷中も不足していると。過日、さんにちにも教員不足ということが記載されていましたが、我々も、当然総務教育委員会で、所管の教育委員会があるので、そういった課題に対して訴えていかなきゃいけない部分はあるんだけど、一方、今、実際問題、行政もそのようなことをやっているんだけど、先生方の立場でそういった課題に対してどんな動きをしているのか、その辺、ちょっと分かったら教えてください。

○委員長（清水和弘君） 信田書記長。

○山梨県教職員組合中巨摩支部書記長（信田卓也君） ありがとうございます。

現在、現場のほうでは、働き方改革をやっぴり進めていかなければと。進めるに当たり、まず大前提として、やはり教職員不足が、今、本当に世の中で教員の働き方がブラックとかかなりの長時間に及んでいる、そういうことが非常に大きくなってきていると。そこで、本当に教育委員会の先生方にもお世話になりながら、こうして市にお世話になりながら、現場のほうでは、やはり長時間労働をなるべく自分たちの力でも減らしていかなければいけないという取組をしています。

例えば、毎週1回、どこかの曜日には定時退勤日を設けたりですとか、なるべく土日に仕事をしないように空き時間をみんなで少しずつつくっていく取組であったり、そのようなことをしているんですけども、現状、やはり業務がなかなか減らない中で限界を感じているというところも確かにありまして、一番困っているのが管理職の先生かなと。学校を取り仕切る立場としまして長時間労働を是正していかなければいけないんですけども、どうにもなかなか減っていかないという状況の中で、やはりこの請願にもあるとおり、教職員の数

が増えることにより、みんなで仕事をちょっとずつ分けていくことにより現状が打開できるのかと、そのような切なる思いから請願をさせていただいております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） どうもありがとうございました。

そういった今の生の声というのが、我々もいろんなところで聞いているんだけど、なかなか、一番困っている学校現場の皆さんに今の声を聞かせていただくとより説得力がある。

それと同時に、我々も教育委員会に対して、今、各教育機関が抱えている課題をどんな形でやるかというのは今度は我々の責任になると思うんで、今の意見は大変参考になったので、これから我々もそういった点に関してしっかり取り組んでいきたいと思うんで、頑張ってください。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。質疑はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 質疑はないようですので、以上で請願に伴う質疑応答を終了いたします。

なお、信田書記長におかれましては、ご多忙の中、ありがとうございました。今後も県及び本市の教育発展のため尽力賜りますようお願いいたします。

ここで暫時休憩し、関係者が退室いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

これより本請願について、順次、各委員の意見を求めます。

まず初めに、藤原委員、よろしく申し上げます。

○委員（藤原正夫君） 今、前回も内容はほとんど変わらんということであれなんですけれども、今回も種々のことにつきまして説明を受けましたところ、趣旨に私は賛同するので採択でお願いをいたします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） はい、分かりました。

次、内藤委員よりお願いします。

○委員（内藤久歳君） この内容については、35人学級ということで既に小学校に導入しているんだけど、教育の機会均等を考えるとこれは日本全体で取り組んでいかないとけない問題だという観点から、私は、本当に採択をしてぜひこの請願どおり国が動いていただくことを希望して、採択いたします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） はい、分かりました。

次、松井委員。

○委員（松井 豊君） 採択でお願いします。

この間、市内の教員とちょっと話をしたんですが、コロナもあって全然状況が改善していないという中で、これは本当に最低限のあれです。OECDと比較して7兆円不足しているというのはそれはでかい数字ですけども、まずこれは最低限やってほしいということで、採択。

○委員長（清水和弘君） はい、分かりました。

次、安倍委員。

○委員（安倍健治君） やっぱり教育とかはすごい大事なことだと思うので、これはもう本当に採択でお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） はい、分かりました。

以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○委員長（清水和弘君） 再開いたします。

意見が全員一致いたしました。

これより、請願第4-3号 加配定数を維持した上での小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図る

ための請願書について採決いたします。

お諮りいたします。本請願は採択することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で請願第4－3号の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○委員長（清水和弘君） ここで会議を再開します。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案及び請願の審査は全て終了いたしました。
慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

委員よりその他、何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、事務局より何かありますか。

森田係長。

○書記（森田 公君） 事務局から1点お願いいたします。

本日、お手元にA4横版で視察研修の行程（案）を配付させていただきました。

まず、日程ですが、11月14日月曜日、15日火曜日の1泊2日で行いたいと思います。

次に、視察先ですが、当初、長野県佐久市と群馬県富岡市で進めておりましたが、佐久市と日程調整が合いませんでしたので、長野県安曇野市に変更をさせていただきました。つきましては、両市の事業等をネットで確認していただきまして、質問事項等がありましたら事務局へお願いしたいと思います。

なお、昼食会場等につきましては現在記入がございませんが、業者のほうで選定中となっております。最終行程、また委員派遣につきましては、来月の委員会で説明等をさせていた

だきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長（清水和弘君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時45分